

社会福法人やまぶき福祉会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人やまぶき福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等に対して、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）非常勤の理事及び監事 報酬
- （2）評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第3条 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会等への出席1回につき、5,568円とする。

2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき、5,568円とする。

（報酬等の支給方法）

第4条 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会または評議員会に出席した都度支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。